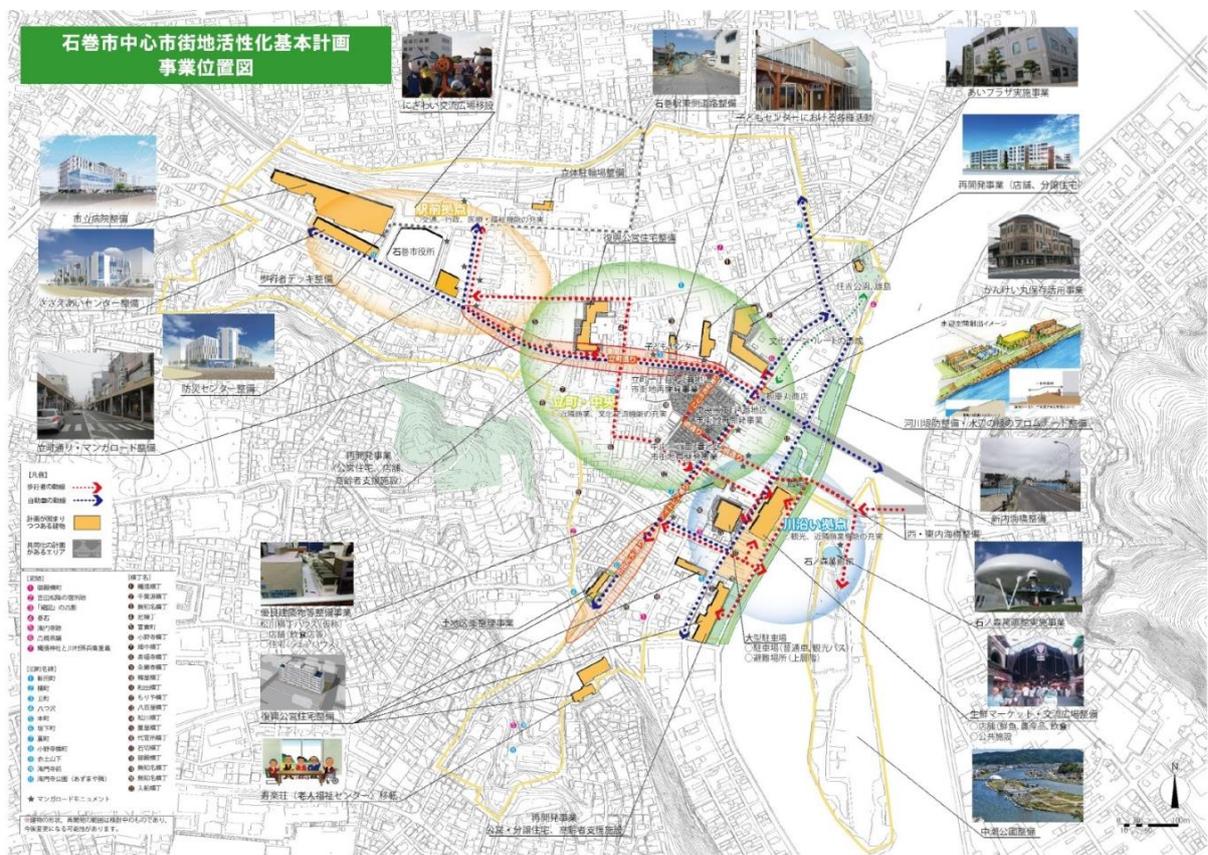


3-2 関連計画の整理

(1) 石巻市中心市街地活性化基本計画

石巻市中心市街地活性化基本計画

- 東日本大震災の影響により前計画（平成 22 年）で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、基本計画の見直しを行った。
- 本計画（計画期間平成 26～31 年）においては、まずは中心市街地へ住む人を増やしていくことが、本中心市街地の賑わい創出の根幹的要素であると考え（目標 1）、定住人口の増加に伴う商店街への店舗の立地とともに、石ノ森萬画館や生鮮マーケット等の集客施設を中心に、食や歴史を巡る市民、交流人口が増えることで（目標 2）、それらの相乗効果により中心市街地が活性化するという好循環を想定している。
- 交通に関する事業としては、目標 2 に関するものとして、「住民バス運行事業」が掲げられており、山の手地区での乗合タクシーの運行が平成 22 年度から実施されている。



(2) 石巻市観光復興プラン

石巻市観光復興プラン

- 東日本大震災により激変した環境の中で官民一体となって、観光分野の復旧・復興を進めるための計画として、上位計画である石巻市総合計画や石巻市震災復興基本計画との整合性を保ちながら策定された。
- 「多彩な輝きがつながる魅力的な観光地・石巻」を目標像に、新たな可能性を検証し、現状に沿った戦略的な観光振興を実現するための計画である。
- 平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 年間の短期プランとし、即効性のある現実的な事業を優先にしていることとしている。
- 交通に関する対策として、交通拠点での乗り継ぎや観光地での移動が迷わず容易にできるためのサイン整備や、駅から観光地までの二次交通の見直しなど「観光地までの交通の充実」を掲げている。

(3) 石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想

石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想

- 本構想は、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため策定された。少子高齢化に加え、震災により加速した保健、福祉、医療、介護、生活支援、地域コミュニティ、学校教育などの変容に対応した石巻市の再構築をめざし、市内の保健、福祉、医療、介護、生活支援、地域コミュニティ等に関わる関係者によって「石巻市地域包括ケア推進協議会」が立ち上げられた。
- 石巻市立病院、包括ケアセンター機能をもつ（仮称）ささえあいセンターが連携する際の指針となるものである。
- 石巻市では、平成 25 年 8 月に、包括ケアセンターを開所し、開成・南境地区の仮設住宅において地域包括ケアシステム構築のためのモデル事業を開始している。

(4) 石巻市地域福祉計画

石巻市地域福祉計画

- 地域福祉の推進にむけ、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画であり、石巻市の最上位計画である「石巻市総合計画」に掲げる「協働のまち」づくりを促進し将来像を実現するため策定するものである。
- 計画期間は平成 24 年度から 28 年度の 5 年間であり、4 つの基本目標別に、施策・取組が掲げられている。
- 交通に関する施策・取組としては、「地域の安全・安心対策」として、「生活空間のバリアフリー化」や「安心して利用できる公共交通等の検討」、「交通安全に関する活動の推進」等が掲げられている。

(5) 石巻市過疎地域自立促進計画及び河南・桃生地域振興計画

石巻市過疎地域自立促進計画及び河南・桃生地域振興計画

- 過疎地域自立促進特別措置法の失効期限が、平成 28 年 3 月 31 日まで失効期限が延長されたことに伴い、市内全域がそれまで過疎地域だったのが、河北地域、雄勝地域、北上地域及び牡鹿地域の 4 地域を過疎地域とする一部過疎に移行された。
- また、過疎地域のみならず、河南・桃生地域についても効果的な地域振興策を進めるため、市独自に過疎地域に準じた振興計画を策定している。
- 過疎対策事業債を活用する場合を想定し、計画を策定しており、計画期間は、平成 22 年度から 27 年度の 6 年間となっている。
- 交通に関する対策として、道路に関しては、三陸縦貫自動車道の利便性向上や市内地域間を連携する幹線市道の整備推進等、離島航路に関しては、運航及び島民の生活の利便と安全性が確保されるための支援措置、公共交通機関に関しては、石巻地域と各地域を結ぶ幹線交通としての路線の維持、各地域ごとに運行協議会の円滑な運営のための支援措置を掲げている。

※東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成 33 年 3 月 31 日まで延長されたことに伴い、新たな「石巻市過疎地域自立促進計画」を策定する予定。

(6) 新市まちづくり計画

新市まちづくり計画

- 合併前の石巻市・河北町・雄勝町・河南町・桃生町・北上町・牡鹿町の1市6町で構成する石巻地域合併協議会において作成したもので、合併後の新市「石巻市」を建設していくための基本方針等を策定したものである。
- 合併後の新市の目標や施策の方向性、また、財政計画を整理して策定したものであり、この計画を実現することにより新市の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るための計画である。
- 計画期間は、平成17年度から平成27年度までの11年間となっており、同期間において合併特例債を発行することが可能である。
- 交通に関する対策として、仙石線複線化の推進等の公共交通整備推進事業、離島航路の整備、民間交通機関の支援等の交通体系整備事業を掲げている。

※東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が制定され、合併特例債の発行期限が10年間延長されたことから、平成37年度まで合併特例債を活用できる環境を整えるため、新市まちづくり計画の期間延長等に係る変更を行う予定。